

令和2年3月2日

保護者各位

標茶町教育委員会教育長 島田 哲 男

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる延長について

早春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業については、2月27日から3月4日までの1週間、北海道知事及び北海道教育委員会の要請を受けて取り組んでいるところですが、この度、内閣総理大臣から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において3月2日以降、春休みまで臨時休校を行うよう要請がありました。

標茶町といたしましても、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止し、徹底した対策を講じていく必要があるという観点から、臨時休業の延期を次のように行うことに致しました。

つきましては、このような状況をご理解いただき、対応へのご協力をお願いいたします。

記

1. 臨時休業の期間

- ・ 3月5日（木）～3月24日（火）

※既に実施している臨時休業について、学年末の休業日前日まで延長となります。

なお、3月25日（水）より4月6日（月）までは学年末・学年始休業となっております。

2. その他

- ・ 臨時休業中の児童生徒の過ごし方につきましては、別紙資料をご覧くださいの上、万全の対策を講じてくださいますようお願いいたします。
- ・ 卒業式、登校日などにつきましては、後日詳細につきまして連絡いたします。
- ・ 本件等に関わり、変更等が生じた場合は、その都度ご連絡いたします。
- ・ その他、ご不明な点がございましたら、各学校もしくは標茶町教育委員会指導室（485-2111）までお問い合わせください。

以上